

十月上旬實施する

實施運動について

(2)従来文部大臣は果の教育委員会へ、県委員会には市町村の委員会に対しそれ／＼技術的指導、助言又は勧告の範圍を越えることができなかったが、今後は文部大臣や果教育委員会の積極的な指導的地位を明らかにした。そして文部大臣は教育委員会や地方公共団体の長の事務処理に法令違反等の事由がある場合には必要なら

(4) 消防団等から立退き、避難の指令が出された時は、老人、婦女子を先にして一刻も早く避難すること。夜間の避難には困難が伴うから隣導に当たる警政員の指示に従い、避難におくれないように注意すること。

(5) 万一避難の指示がなくて高潮、洪水等になったら少しでも高い土地、又は堅固な建物に避難すること。

②災害後は、傳染病が発生しやすい、特に避難期間が長期になると不衛生な收容施設で共同生活をするため病氣のひろがりも早くなるから係員の指示によく従つて注意事項を守るとともに各人衛生に注意すること。



の行財政能力を強化することが住民の福祉を増進する先決問題である。

住民登録

ぜひ知ってお

寄留制度から住民登録

私達は、市町村内に一定の住所をもつて生活している住民であります。日常生活の上でこの市町村の住民の資格から生ずる権利、義務というのは極めて多いので

力を郷土三宮のために熱望しやまないのである。

の
話

きたい制度の概要

制度へ

あります。例えば、主食の配給を受けるにも、選挙権を行使するにも、小、中学校に子弟を就学させるにも、生活保護を受けるにも

(裏面へ續く)

教育事業は個々独自のものでなく、全体としての国の教育を構成すべきである。そこで国の教育として必要な水準を保持すると同時に、県においては教育運営の調整を図るべきであるとの観点から、

今年の法律で次のように改正した(1)小、中学校の教職員の人事情を従来の市町村の教育委員会から県の教育委員会へ移して教職員の適正な配置と人事の交流を促進することを考慮し、更に給与の負担団体と任命権者の属する団体とを一致させることとした。これは市町

今年もいよいよ台風のおそろ時期となりました。この災害に対処する心構えと準備がなければなりません。

そこで家庭においては、是非次の対策を心得て、災害を最少限度にしたいとめるよう努めましょう。

一、事前の準備

(1) 家庭のまわりは、排水溝を掘って水はけをよくすること。又下水溝を清掃し、雨によつて流れこみそうな、附近のごみや土砂等を片づけること。

(2) 看板、広告板の類で取外しのできないものは、反ト、反ナ、反

ものは一まゝとめにしておき、又海岸や河岸においてあるもので流れるおそれのあるものは、立木等にしばりつけておくこと。

二災害時の心得

(1) 風が吹くので、豪雨がやつてきたら老人、婦女子は、なるべく外へ出ないようにし、体力のある男子が時々見廻る程度にする。

(2) 嵐がひどく連れるその時に隣近所との連絡もその時にする被害は簡単に修理のできることは別として、屋根上などの危険な作業は無理をしないこと。

(3) 大事に至ると予想される時は必

(6) すでに水があふれて歩行が困難な時には、最寄りの二階屋等に避難して救助をまつこと。早い流れの中を無理に移動しようとすることはかえって危険である。

三、災害後の注意

(1) 暴風雨では電柱が倒れたり、電線が切断しやすい。これらを一般のものから取扱うことは危険であるから、そのまゝにして近寄らないように周囲を鑑等で見守り、電燈会社や警察に届けること。家庭の引込線でもぬれた竹や木を使つて取り除くことは危険である。

鐵を中心としたグループは東京から地理的条件から住宅都市としての最適な土地柄である。早く優勢を齎えて大いに天下に訴へ、この大國策の線に便乗せねば権を永久に残すこととならう。すでに二十ヶ月前から町村合併促進法によつて全国九千六百町村が三分の一の三千三百町村にまとめられることになつて、もはや九割までも遂行され合併促進法の存続期間の果末までにほとんと完了の見込で果下にて各市町村は大軍であることは御承知の通りである。

果だ各都市に於ては、この「かくれ都市」の急増してはるかに、運動中である。事業費約五千億十ヶ年計画だと、いふのであるから早く受入れ態勢を整へて、東京にあらまする人口と資金の一部を導入すべきである。これがわが官をして東京効外の理想的、文住宅都市へ急がしむる所以であり、又各業界の隆盛発展の近路であらう。

わが二宮の早く来へる道は外ななと思ふ。勿論当局者はこのとに日夜御心労のことと考へる

地方公共団体の長の議会の同意を得て任命することになった。六月三日以来選任の必要が生じたものについては新しい選任方法で新委員が任命されているが、十月一日には全員が任命されることとなる。次に教育委員会と知事や市町村との間の権限を調整し、いわゆる予算案、条例案の二本建制度をやめて、教育財産の取得や、処分の権限、教育事務にかかる契約を結ぶ権限、支出の命令の権限を知事や市町村に移したことである。

な連携を保ち、適切な教育行政の運営を期そうとしたものである。




家庭

二宮の持つ良き、美しさを眞に愛し、一歩一歩明るく清く建設して行きたいものである。

今や我が国は日ソ交渉其の他内外交にいきまじり亡國の悲愴、眼を掩ふことがない、この時にあつて我々、お互は反省反思、郷をよくすることが日本をよくする

でてでける災害

台風の時の

聲の町民
 ！二宮

り既に八百二十万を突破し、毎月
 四、五万が増加している状態であ
 る。このような過大都市化の危機

對策
 心得

白が榮へる

早道はこれだ

ず、袖紫川、千葉、埼玉、栃木、群馬、茨城、山梨など東京都を中心として、半経七十キロ、即ち小田原位迄で、一範圍を周辺地域と定めて、工業、産業、住宅都市として総合的に育成、これにより都への集中化を防止しようとして、この「首都圏整備法」の誕生をみたわけだ。が、だんだん具体策は立てられて来て居るのである。そこで二百大

山崎宗晴

第 5 號
發行所
二宮町広報委員
電話 二宮 68 番
印刷所
池田印刷所
電話 二宮 120 番

(3) 県の教育長の任命は文部大臣
市町村の教育長の任命は県の
教育委員会の承認をそれぞれ
要することとしている。これ
は教育長の地位からみて、国

事の喜びを強く感じ、且つは又眞にあるべき郷土愛を振起する必要を痛感し、同志諸君と共に「こゆるぎ会」を作つて時々会合して力を盡したいと念じて居る者である。二宮に共に生き共に住むもの

先づ郷土二宮からあらゆる面の改善改革に努め、小さな個人の利害を超越して、高い視野に立つてその発展の方途を考へるべきであらう。

東京の人口は年と共にふくれ上

で「首都圏整備法」が成立した。急激な人口増加は必然的に住宅、道路、交通施設の整備、上下水道汚物処理などの問題に結びつく。このため都内区域だけを考へている「首都建設法」では処置がつか

進されて来たのであり、町村の動力が大きくなり、あらゆる点利益すること今更議論の余地もなく、合併の効果を考える時期でない。合併した新市町村を育成建設するために「新市町村建設

家庭でできる災害対策

台風時の心得

聲の町民

呂が榮へる
早道はこれだ!!

山崎宗晴

住民登録の話

ぜひ知つておきたい制度の概要

寄留制度から住民登録制度へ

(31. 8. 1 現在)

課 名	係 名	分 掌 事 務 の 大 要	職 員 数			
			吏 員	借 入	臨 時 雇 員	計
總 務 課	庶 務	議會、交際、法規、職員身分給与、文書、広報、公印庁中取締、財産、營造物、その他	2	1	1	4
	会 計		1	0	0	1
	財 政	地方交付税、公債、貯蓄、予算、決算、収入支出、當繰、用度	1	0	0	1
	戸 籍	戸籍、國籍、住民登録・外人登録、破産、犯罪人名簿	2	0	0	2
	統計 報	一般統計、指定統計、町広報、広報委員會	1	0	0	1
	收受発送証明	文書整理・印鑑、身分証明	1	0	0	1
税 務 課	賦課徴収	鑑定受拂、固定資産、納税組合、町税一般徴収、特別徴収、滞納整理、地代家賃	6	0	0	6
	土地家屋	土地家屋台帳整理、營業開閉	1	0	0	1
経 済 課	農林水産	農林、農業、振興、土地改良、主食配給	4	0	0	4
	土 木	道路、河川、橋梁、水路、道路古用料等	3	0	0	3
	商工観光	商工業振興、度量衡、商工関係観光施設、観光事業	1	0	0	1
民 生 課	厚 生	生活保護、医療扶助、災害扶助、保育所戦後者、共同基金、職業、母子保護	2	0	0	2
	衛 生	公衆衛生、傳染病予防、行路病人	1	0	1	2
	職業指導	授産事務事業	1	0	0	1
	国 保	国保連営協議会、国保直診、行路院賦課徴収診療報酬、收納	12	2	0	14
	清掃処理	糞尿処理、塵芥処理	1	0	6	7
計			40	3	8	51

町長事務局の職員であるので農委職員（吏員2名）教育委員会職員（吏員2名）及び町長助役収入役及び学校使丁を除く

(31. 5. 31. 現在)

名 称	委 员 数	職 員 数	開催回数 (30年中)	根 據 法 令
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 3 補 助 員 3	兼 務 3 人	9	自治法 181条
監 査 委 員	委 員 2	兼 務 1 人	10	自治法 195条
教 育 委 員 会	委 員 5	2 人	20	教育法 7条
農 業 委 員 会	委 員 16	2 人	15	農委法 4条
固定資産評価審査委員会	委 員 3	兼 務 2 人	5	地方税法 423条
国 保 運 営 協 議 会		兼 務 1 人	7	国保法 8条～19条
社 会 教 育 委 員 会	22	兼 務 1 人	6	社会教育法 15条
民 生 兒 童 委 員	18	兼 務 1 人	5	民生委法 3条

(31. 5. 31. 現在)

在職年級構成		在職年級構成											
在職年級構成	在職年數	更			僱			臨時雇			合		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	0 9	28	13	41	3	5	8	9	0	9	40	18	58
	10 19	4	1	5	0	0	0	0	0	0	4	1	5
	20 29	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計		33	14	47	3	5	8	9	0	9	45	19	64

學歷構成

学 历 构 成 計	更 員 能 人 臨時雇 能 人 合 計																	
	男			女			計			男			女			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
	5	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	5						
	16	6	22	0	0	0	2	0	2	18	6	24						
	12	8	20	3	5	8	7	0	7	22	13	35						
	33	14	47	3	5	8	9	0	9	45	20	64						

年令構成

年 令 構 成	更 員			人 員			臨時雇 員			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20 未 滿	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29	9	6	15	0	0	0	3	0	3	12	6	18
30 ～ 39	6	4	10	0	2	2	4	0	4	10	6	16
40 ～ 49	8	3	11	3	2	5	2	0	2	13	5	18
50 以 上	10	0	10	0	1	1	0	0	0	10	1	11
計	33	14	47	3	5	8	9	0	9	45	19	64

職員1人当り住民負担額	292.385円	職員1人当人口	203人	職員1人当り戸数	40戸
注 職員1人当り住民負担額は昭和30年度町税の調定額を職員数で除した額					

(31.5.31.現在)

番号	名 称	整 備 状 況
1	二宮町議会会議規則	
2	二宮町議会傍聴人取締規則	
3	自転車盗難予防規則	
4	二宮町職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則	
5	二宮町職員の不利益処分に関する審査に関する規則	
6	二宮町公平委員会規則	
7	二宮町工事請負規則	
8	二宮町財務規則	
9	二宮町処務規則	

重要な役割をもつ住民票

市町民税の課税にしても、又住所所が基本となるもので、又住所証明、印鑑証明をもちう場合等に於いてもその市町村の住民であることにもとづいてその証明がなされるのであります。このようであるに私達の日常生活にとつては、私達がどの市町村の側から見ても、右に述べたような日常の事務が認率的に、そして正確に行われるために、住民に十分のサービスを与えるためには是非ともその市町村を構成している住民の一人一人を確實ににぎつていることが必要であります。

そこで市町村民の利便と市町村役場の行政事務の簡易化の必要に応じて、昭和二十七年七月一日住民登録制度が発足したのであります。それで以前の寄留制度は、住民登録制度の実施とともに廢止され、住所の移転について簡易な届出によることができる住民登録の制度が施かれたのであります。

住民票と戸籍との関係

[illegible]

届出の義務

となつてゐる。それで初
の一言登録によつて作られた住
票は戸籍と照合されたのであり
ますが、その後住所の変更等があ
るときは、その都度住所地市町
村からその旨を本籍地市町村に
知らせ、又、本籍や戸籍の氏名等
変更が生じたときは、本籍地市
町村から住所市町村に通知がな
さる等、市町村相互間で密接な連
係を保つております。その結果、
戸籍の市町村においてその者の
住所が常に明らかにもされてい
る、今迄には見られなかつた
便もあるわけです。

内に、変更については、その変更を生じ、自日から十四日以内に、国外移住については、日本内地、国外移住を去る以前に（ ）又、国外へ住所を去る以前に（ ）期間に別はない）、それぞれ住所地の市町村役場（支所、出張所の置かれてある町村にあつては、支所、出張所に）届出なければならぬ。このことについて、町に届出義務は、才一に世帯主になつておりましたが、世帯主が届け出ることもできないときは、世帯管理の者が世帯員各人がこれに代つて届出なければなりません。出生、死亡、帰化、国籍の喪失等に伴つて、住所を有することとなつたりした場合には、もちろん住民登録法上の届出は必要ありません。戸籍簿上の届出は要しません。戸籍簿法上の届出は必要ありません。が、職權による住民に必要ない記載がなされることになつております。なを住民登録制度には、住所移動の場合に、転出の規定はありません。

住民票の閲覧謄本抄本等

せんが、これは住民の負担をで
るだけ減らし、転入地に届出す
轉入届等の励行を奨らうとし
てもあります。しかし現在、そ
の市町村を転出す場合には、主
給制度の上ではその市町村から
出証明書を発行する場合にはそ
の住民票にもとづいて轉出証
書に必要な記載がなされること
されています。

四とすることが多いようです。又今迄就職と入学の場合、各種の免許証の交付を受ける場合には戸籍の謄、抄本を提出されていたが戸籍と異なることはありません又、住民票は住所地において實際に生活を共にしている世帯を單位として作られているのですから、戸籍には見られない長所もあります。従つてどうしても戸籍謄、抄本が必要な場合（身分關係を知る場合）には別で、戸籍の謄、抄本の代りに住民票の謄、抄本で十分その用を満たすことができるのであります。

二宮町告示才十九号
二宮町財政状況の作成及び公表に關する条例の定めるところによつて二宮町財政の状況を次のように公表致します。

昭和三十一年八月二十日
二宮町長 西山喜八郎

(31. 5. 31. 現在)

面 積	戸 数	人 口	30年国勢調査戸数	国勢調査人口	人口密度	国調に対する増減
					戸 数	人 口
9.25 平方町	2,681	13,283	2,640	13,210	国調 1,428 現在 1,463	41 73

町 有 財 産

土 地		家 屋	
地 目	面 積	種 別	坪 数
田	0町 0反 0畝 0歩	学 校	2.429.5 坪
畑	0町 0反 8畝 6歩	役 場	90 坪
宅 地	1.988 坪	診 療 所	135.5 坪
山 林	1町 3反 5畝01歩	医 師 住 宅	55.5 坪
原 野	0町 0反 0畝 0歩	清 掃 車 庫	15.25 坪
保 安 林	1町 1反 4畝09歩	桜 産 所	54 坪
そ の 他		巡 査 駐 在 所	103.57 坪
		消 防 車 庫	61.83 坪
		普 通 住 宅	12.75 坪
計	3町 2反 3畝24歩	計	2.957.9 坪

(31. 5. 31. 現在)

区 分		報酬(年額)	費用 辦 償	区 分		報酬(年度)	費用 辦 償	
議 會 員	議 長	30,000	出席1日300	農 會 委 員	長 員	5,000	1日 250	
	副 議 長	24,000	出席1日300			2,000	1日 250	
	議 員	18,000	出席1日300	固定資産評價審査委員			1日 300	
教 育 員	公 選 委 員	15,000	出席1日300		民 生 委 員	200	1日 300	
	議 會 選 出 委 員	12,000	出席1日300			兒 童 委 員	250	
選 管 委 員	委 員 長	5,000	出席1日300	社 會 教 育 委 員	1,000			
	副 委 員 長	3,000	出席1日300		國 保 運 營 委 員	1,000		
	委 員	2,000	出席1日300	消 防 団		団 長	5,000	出勤1時間30円
	補 助 員	1,500			副 団 長		2,500	出勤1時間30円
選 挙 長			1日 500				分 団 長	2,000
投票開票管理者			1日 500	副 分 団 長		800		出勤1時間30円
投票開票立会人			1日 300		庶 長	400		出勤1時間30円
監 査 委 員	学識経験者	14,400				員 団 員	200	出勤1時間30円
	議会選出者	12,000						

三役及び一般職員給与

(31, 5. 31.現在)

区 分	1人平均給与月額(手当を含む)	区 分	1人平均給与月額(手当を含む)
町 長	31.605	一 事 務 職 員	14.490
助 役	27.510	般 雇 員	7.306
取 入 役	19.845	職 士 木 技 術 職 員	14.280
教 育 長	15.435	計	10.979

昭和30年度歳入歳出決算見込額調

歳入の部

科 目		予算 現額	調定 済額	収入 済額	予算現額に対し 収入未済額	収入歩合 対予算調定
町	町民税	7,621.760	8,507.384	8,070.477	△ 448.717	105.9 94.9
	増徴繰越分	863.977	2,119.747	1,098.433	△ 234.456	127.1 51.8
	固定資産税	8,073.440	9,769.380	8,869.800	△ 796.360	109.9 90.8
	増徴繰越分	770.145	2,450.395	1,254.839	△ 484.694	162.9 51.2
	自転車荷車税	603.960	728.270	654.950	△ 50.990	108.4 89.9
	増徴繰越分	51.000	155.120	85.030	△ 34.030	166.7 54.8
	たばこ消費税	2'600.000	2,530.680	2,530.680	69.320	97.3 100
	電気ガスを 税法に依る税	2,000.000	2,368.061	2,368.061	△ 368.061	118.4 100
	計	22,600.782	28,997.949	24,944.720	△ 2,342.938	110.3 86.1
	地方交付税	2,992.000	2,992.000	2,992.000	0	100 100
公企業及財産収入	2,015.700	1,911.919	1,911.919	103.781	94.0 100	
使用料及手数料	1,415.230	1,342.854	1,268.700	146.530	89.0 94.4	
国庫支出金	1,288.960	1,032.594	1,032.594	256.366	80.1 100	
果実支出金	2,331.207	2,149.143	2,149.143	182.064	92.2 100	
寄附金	440.000	345.000	345.000	95.000	78 100	
前年度繰越金	1,765.039	1,785.039	1,785.039	△ 20.000	101.0 100	
雑収入	756.136	859.695	787.127	△ 30.991	104.0 91.5	
町債債	1,500.000	1,500.000	1,500.000	0	100 100	
總計	37,105.054	42,916.193	38,715.242	△ 1,610.188	143.3 87.1	

歳 出 の 部

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	支 出 歩 合
議 会 費	874.891	871.842	3.049	99.7
役 場 費	10,248.798	9,979.236	269.562	97.4
消 防 費	4,103.087	4,101.087	2.000	99.9
土 木 費	4,615.600	4,614.182	1.418	99.9
教 育 費	5,506.363	5,442.573	63.790	98.8
社会及労働施設費	4,302.451	3,609.776	692.675	83.9
保 健 衛 生 費	2,032.541	1,853.431	179.110	91.2
産 業 経 済 費	1,106.400	1,062.491	43.909	96.0
財 産 費	1,402.480	1,369.743	32.737	97.7
統 計 調 査 費	88.120	79.655	8.465	90.4
選 舉 費	270.800	210.265	60.535	77.6
公 債 費	301.877	301.877	0	100
諸 支 出 金	2,935.773	2,886.956	48.817	98.3
予 備 費	115.873	0	115.873	0
總 計	37,905.054	36,383.114	1,521.940	96.0

条例の整備状況

(31. 5. 31. 現在)

條 例

番 号	名 称	整 備 状 况
1	二宮町諸収入金督促手数料条例	
2	証明閲覧積木手数料に関する条例	
3	二宮町公告式条例	
4	二宮町積立金条例	
5	二宮町税督促及滞納処分に関する条例	
6	二宮町火災予防条例	
7	二宮町危険物取締条例	
8	二宮町社会教育法施行条例	
9	二宮町職員退職手当支給条例	
10	二宮町職員の給与に関する条例	
11	二宮町長議会の議員等の給与報酬に関する条例	
12	二宮町職員の旅費に関する条例	
13	二宮町会議員定数減少条例	
14	二宮町職員服務の宣誓に関する条例	
15	二宮町課設置に関する条例	
16	二宮町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	
17	二宮町職員の勤務時間に関する条例	
18	二宮町財政状況の作成及公表に関する条例	
19	二宮町常任委員会及特別委員会条例	
20	二宮町公平委員会設置条例	
21	職員の分限に関する手続及効果に関する条例	
22	職員の懲戒の手続及効果に関する条例	
23	二宮町監査委員設置に関する条例	
24	二宮町固定資産評価審査委員会条例	
25	二宮町国民健康保険条例	
26	二宮町国民健康保険運営協議会条例	
27	二宮町消防団条例	
28	二宮町工事請負契約条例	
29	二宮町教育委員会委員の報酬及費用弁償条例	
30	二宮町教育委員会職員給与条例	
31	二宮町教育委員会職員退職手当支給条例	
32	二宮町汚物取扱手数料徴収条例	
33	印鑑条例	
34	二宮町町税賦課徴収条例	
35	二宮町道路占用料徴収条例	
36	二宮町職員定数条例	
37	二宮町県民税賦課徴収条例	
38	議会の議決すべき事件に関する条例	

議 会 構 成

(31.3.31, 現在)

議 員 数	定 数	法定定数	現員数	任 期 満 了 期 日	定数増減の根據法令	
	20	26	20	昭和34年 4月30日	自治法第91条第二項により6人減	
	農 業 漁 業 商 業 会 社 員			医 師	そ の 他	
	6	1	4	7	1	1
	30 以下	31 ~ 40	41 ~ 50	51 ~ 60	60 以上	計
会 議 員 職 業	年令別議員数					
	0	4	6	6	6	20

定 例 会	4 回	会 期 日 数	14 日
臨 時 会	9 回	会 期 日 数	9 日

議 決 件 数	法第96条 1 項 1 号に規定する事項	13	
	法第96条 1 項 2 号に規定する事項	12 (6)	() 内数字は特別会予算
	法第96条 1 項 3 号に規定する事項	2 (1)	() 内数字は特別会決算
	法第96条 1 項 7 号に規定する事項	3	
	法第96条 2 項に規定する事項	5	
	表 題 件 数	1	

常任委員會運營狀況

(31. 4. 30, 現在)

名 称	所 管 事 項	構成人員	年度開催日数
總 務 委 員 会	財政に関すること	5	9
建 設 委 員 会	土木に関すること	5	15
厚 生 委 員 会	社会、公共に関すること	3	8
勧 業 委 員 会	産業、経済、観光に関すること	3	12
消 防 委 員 会	消防施設、整備拡充強化に関すること	3	10

特別委員會運營狀況

(31. 4. 30. 現在)

名 稱	所 管 事 項	構成人員	年度開催日数
都市計画対策委員会	都市計画及区画整理に関する対策について	5	12
水 道 委 員 会	上水道布設事業に関すること	5	14
町 税 審 査 委 員 会	町税試験徴収数例改正案審査に関すること	10	5

昭和30年度決算見込額1人当り負担額調 (31.5.31現在)

自主財源				依存財源			
区分	決算見込額	人口1人当り	1世帯当り	区分	決算見込額	人口1人当り	1世帯当り
町民税	(1,098,433) 8,070,477	83円611	416円3,057	地方交付税	2,992,000	226円1,134	7.7%
固定資産税	(1,254,839) 8,869,800	95円671	475円3,360	国庫支出金	1,032,594	78円391	2.7%
自転車荷車税	(85,030) 654,950	6円50	32円248	県支出金	2,149,143	163円814	5.6%
煙草消費税	2,530,680	192円959	6.5%	町債	1,500,000	174円871	3.9%
電気ガス税	2,368,061	179円897	6.1%	依存財源計	7,673,737	580円2,906	19.9%
その他	(11,450)	1円4	0%				
計	(2,449,752) 22,493,968	185円1,703	927円8,521				
公企業及財産収入	1,911,919	145円724	4.9%				
分租金及負担金	0	0円0	0%				
用料及手数料	1,268,700	96円480	3.3%				
寄附金	345,000	26円131	0.9%				
繰越金	1,785,039	135円676	4.6%				
雑収入	787,127	60円298	2.0%				
計	6,097,785 (2,449,752)	462円1,85	2,309円927	果計	(2,449,752) 36,265,490	185円2,745	927円13,736
自主財源計	28,591,753	2,165円10,830	73.8%				100%

事業計画

事業名	事業年度	事業費	財源内訳	備考
講堂兼公民館建設	31	10,000,000	5,000,000	建設費見込額
道路改良事業	31	1,758,600	1,448,600	山西稲荷森線工事内原線工事等
道路改修	31	2,000,000	2,000,000	県道改修事業受益団体負担金

負債額調

会計別	一般会計	事業会計	計	説明
現債額	4,000,000	0	4,000,000	1.教育施設事業債 1,500,000円 2.消防施設整備事業債 1,000,000 3.土木事業(道路改良)債 1,500,000
住民一人当り	302	0	302	国勢調査人口による

昭和30年度一時借入金状況調

単位千円

項目	借入	返済	差引現在額	計
月	借入先	返済先	借入	返済
昭和30年4月	1,000		1,000	1,000
5月			1,000	1,000
6月			1,000	1,000
7月	2,000	1,000	0	2,000
8月	2,000		2,000	1,000
9月			2,000	1,000
10月			2,000	1,000
11月	2,000	1,000	0	1,000
12月	2,000	800	2,000	800
昭和31年1月			2,000	800
2月	1,500		1,500	800
3月			1,500	800
4月			1,500	800
5月		1,500	0	1,500
計	6,500	4,800	1,000	6,500

昭和31年度一時借入金状況調

31.7.未現在 単位千円

項目	借入	返済	差引現在額	計
日別	借入先	返済先	借入	返済
昭和31年4月		1,000		1,000
5月			1,000	1,000
6月			1,000	1,000
7月			1,000	1,000

昭和31年度歳入歳出予算の執行状況調書 31.7.未現在

科目	予算現額	調定済額	収入済額	予算現額に対する収入未済額	歳入歩合
町民税	8,092,092	8,479,180	1,446,309	6,645,783	17.8
固定資産税	888,626	1,401,284	165,066	723,560	18.6
自転車荷車税	8,341,900	10,207,960	2,684,438	5,657,462	32.2
たばこ消費税	1,311,477	2,087,176	149,209	1,162,268	11.4
電気ガス税	687,760	734,750	572,080	115,680	83.2
旧法に依る税	89,000	142,210	7,360	81,640	8.3
計	24,018,855	24,467,673	6,162,880	17,855,975	25.6
地方交付税	1,662,000	1,060,000	1,060,000	602,000	63.8
公企業及財産収入	1,447,452	300,900	300,900	1,146,552	20.8
分租金及負担金	607,800	0	0	607,800	0
使用料及手数料	1,538,720	474,200	211,860	1,326,860	13.8
国庫支出金	1,210,108	110,000	110,000	1,100,108	9.1
県支出金	952,894	18,351	18,351	934,543	1.9
前年度繰越金	3,032,237	3,132,128	3,132,128	99,891	103.3
雑収入	584,000	209,690	62,964	521,036	10.8
町債	2,000,000	0	0	2,000,000	0
計	37,054,066	29,772,942	11,059,083	25,994,983	29.8

歳出の部

科目	予算現額	支出済額	支出未済額	支出歩合
議会費	838,270	248,728	589,542	29.7
役場費	10,023,986	3,510,150	6,513,836	35.0
消防費	1,902,430	1,005,739	896,691	52.9
土木費	4,967,400	213,345	4,754,055	4.3
教育費	5,182,925	1,991,595	3,191,336	38.4
社会及労働施設費	3,785,298	1,216,753	2,568,545	32.1
保健衛生費	3,122,838	654,134	2,468,704	20.9
産業経済費	908,190	117,930	790,260	13.0
財産費	1,597,617	144,922	1,452,695	9.1
統計調査費	3,800	0	3,800	0
選挙費	242,470	93,001	149,469	38.4
公債費	929,080	643,709	285,371	69.3
諸支出金	3,265,600	1,256,144	2,009,456	38.5
予備費	284,162	0	284,162	0
計	37,054,066	11,096,150	25,957,916	29.9

徴税状況

(31.5.31.現在)

税目	納税義務者数	調定額	納入者数	収納済額	未納者数	未納繰越額
町民税	4,064	8,507,384	3,718	8,070,477	346	436,907
個人分	4,003	7,795,720	3,672	7,521,437	331	274,283
法人分	61	711,664	46	549,040	15	162,624
固定資産税	2,710	9,769,380	2,392	8,869,800	318	899,580
土地家屋	2,698	9,490,440	2,384	8,623,760	314	866,680
償却資産	12	278,940	8	246,040	4	32,900
自転車荷車税	1,970	728,270	1,831	654,950	139	73,320
その他の税	4	4,898,741	4	4,898,741	0	0
滞納繰越分	1,226	4,725,262	619	2,438,802	607	2,286,967
計	16,748	28,629,037	14,674	24,932,270	2,074	3,696,767

消費的経費と投資的経費との関係 (31.5.31.現在) 町税減免状況 (31.5.31.現在)

区分	消費的経費	投資的経費	千分比%
I消費的経費	27,507	2,082	75
1.人件費	10,274	777	28
2.物件費	11,291	855	31
3.その他	5,942	450	16
II投資的経費	7,574	573	20
1.単独事業費	7,574	573	20
II公債費	302	22	1
III繰出金	1,000	75	3
歳出合計	36,383	2,754	100

種別	区分	件数	税額
町民税	個人分	16	18,680
固定資産税	個人分	16	18,680
自転車荷車税	個人分	26	54,180
その他の税	個人分	26	54,180
計	個人分	89	146,800